

# 社会保険おきなわ

2020. 11 No.489

## 今月の記事

### 年金事務所からのお知らせ

- 4p - 5p 「あなたの年金 簡単便利な ねんきんネットで！」  
年金記録や年金見込額を確認できます
- 10p 「令和2年度年金委員表彰」  
おめでとうございます  
「社会保険関係事務の調査結果」

### 協会けんぽ沖縄支部からのお知らせ

- 8p 「事業主、事務担当の皆様へ35歳以上の従業員には  
定期健診（事業者健診）として是非生活習慣病予防健診をご利用ください
- 9p 「従業員の健康保険関係事務担当者におススメ メルマガ会員」  
従業員の健康に努めましょう

### 沖縄県社会保険協会からのお知らせ

- コラム 「コロナ禍の災害」 2p - 3p  
防災について家族で話し合ってみましょう
- コラム 「月経は健康のバロメーター」 ～ストレスに負けないカラダ作り～ 6p - 7p  
自分に合うストレス解消法を見つけましょう
- レポート 「職場におけるパワーハラスメント防止対策」 11p  
～よりよい職場環境のために～
- 社会保険Q&A 「教えて城間先生!!」 12p

### 職場内で回覧しましょう

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

column

# コロナ禍の災害



41年勤めた消防本部を昨年3月に定年退職し10回ほど県外へ出かけた。防災関連の学会や役員を務める競技団体の会議等に出席し、その足で古寺巡りや座禅体験、心身が癒される感覚が心地好い。特に弘法大師空海が1200年前に開いた天空の聖地高野山、静寂に包まれた奥之院に感銘を受け、二度訪れた。

しかし今年に入り、研修やスポーツ大会は全て中止、会議は書面やオンラインに変わった。退職前から計画していた震災9年目の被災地視察を兼ねた三陸鉄道の旅は取りやめた。

私たちの日常がこんなにも脆く急激に崩壊するとは想像出来なかつた。今、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染拡大。国内で初めて患者が発表されてから数か月で緊急事態宣言が发出され、「三密」「ソーシャルディスタンス」「ウィズコロナ」等の新しい言葉も生まれた。人々の動きを止めれば感染拡大は防げるが、緩めると再び感染が拡大する。目に見えない恐怖との戦いと共存はいつまで続くのか、人と人を遠ざけてしまう感染症の怖さを痛感している。専門家によるとウィズコロナの時代はしばらく続くそうだが、国内外を自由に行き来できる普通の日常を取り戻すことを切に願うばかりだ。

## ■複合災害

現在の状況から想定される複合災害について話してみたい。複合災害とは二つ以上の災害が同時にまたは復旧の途中で発生することである。

「天災は忘れた頃にやってくる」をご存じだろうか。情報伝達のスピードや災害多発時代の現在ではあてはまらないとの声もあるが、これは明治昭和の時代に活躍した物理学者で随筆家の寺田寅彦が残した日本で最も有名な自然災害への警句である。

寺田は、1932年著書『津波と人間』で、コロナ禍の中で苦悩する今日の私たちへの警告とも取れる言葉も残している。原文「困ったことには自然は過去の習慣に忠実である。地震や津波は新思想の流行などには委細かまわず、頑固に、保守的に執念深くやってくるのである。」解説すると、自然災害は世の中がどのような状況下であろうが、頑固にも定期的に確実にやってくるということだ。今年7月熊本県を中心に発生し、多くの犠牲を払った「令和2年7月豪雨」も複合災害と言える。1771年石垣島や宮古島で約1万1千人が犠牲となった「明和の大津波」では、赤痢が蔓延したと伝えられている。

災害大国である日本では歴史的に見ても多数の

複合災害が発生している。奈良の大仏の造立は地震災害と感染症（天然痘）の複合災害から立ち直るための復興対策であったことは有名である。日本の歴史を振り返ってみる。

- 734年 畿内七道を揺るがす大地震が発生
- 735年 天平の大疫病（天然痘と思われる疫病が大流行し総人口の3割前後が死亡）
- 747年 奈良の大仏造立（災害や疫病からの復興対策）
- ...
- 863年 越中・越後地震（都でインフルエンザと思われる疫病が蔓延する）
- 864年 富士山が大噴火
- 869年 貞観地震（東日本大震災と同規模の地震津波被害）
- 887年 仁和地震（南海トラフ三連動の大地震）
- ...
- 1854年 安政東海地震（南海トラフの東側半分で発生）
- 1855年 安政南海地震（32時間後に南海トラフの南側で発生）
- 1855年 安政江戸地震（関東地方南部で発生）

死者4千人(1万人)

1856年 安政江戸台風(10万人が死亡、国内の風水害では最多)

1858年 コレラが流行(江戸で3万人死亡)

人類の歴史は感染症との闘いの爪痕が多く刻まれている。大規模な感染症拡大や自然災害は、世界の歴史と密接な関係があるようだ。グローバル時代の今日では、更にスピードアップし拡大していくことは容易に想像できる。

日本は世界の0・25%という国土面積だが、世界で発生するM6・0以上の地震のうち約20%は日本周辺で発生している。地震には、火山性、プレート境界型、海洋プレート型、活断層などがある。プレートとは地球の表面を覆う厚さ100kmほどの岩盤のことだが、地球上にある10数枚余のプレートのうち、4枚が日本周辺に分布している。又、世界の活火山は1548確認されているが、日本は108報告されている。活断層は日本全体で約2000あると推定されている。

春夏秋冬がはっきりした日本では、四季折々の風物詩の中にも季節のうつろいを感じられる。近年はその季節の現象が激甚化しているのではないだろうか。毎年、雨量も観測史上最高が続き、台風も強大化し、これまでとは違う進路・規模の災害が起きている。近年は、いっどこで、どんな災害が起こっても不思議ではない状況にある。加えて、南海トラフ地震が発生する確率が30年以内にて80%、首都直下地震が70%と大規模地震が切迫している。

日本に暮らす私たちは、災害がいつ発生しても不思議ではない所に住んでいることを認識する必要がある。そのうえで自らを守り、家族を守り、地域を守って行くことを日々の生活の中で知識と決断と行動により乗り越えていくことが肝要だ。これは沖縄も例外ではない。

コロナ禍の中でこれまでの日常が奪われ、感染症の恐怖と戦っている最中、自然界の神様は、そんな酷なことはしないだろうと思いたいところだが、自然災害は容赦なく襲ってくることを事実として受け止め、今一度防災について、家族で話し合ってみてはいかがだろうか。

#### 家庭防災会議の提唱

1. 電池式の携帯ラジオを常に準備する。
2. 家屋の耐震化と家具の固定は地震直後に家族を守る。
3. 自らが住む場所や地域の災害リスクを家族で共有する。
4. 津波避難は到達予想時刻で緊急時と時間的余裕時の二通りを想定する。
5. 津波災害が発生したら、必ず避難すると家族で約束する。
6. 自然災害は、自分の経験だけで判断してはいけない。
7. 防災散歩で危険箇所や避難場所を確認する。



#### プロフィール



賀数 淳氏

- ・沖縄大学地域研究所 特別研究員
- ・前糸満市消防本部 消防長
- ・沖縄県空手道連盟 副理事長
- ・沖縄県学生空手道連盟 会長

在職中に内閣府主催の「防災スペシャリスト養成研修」を修了。昨年、全国の自治体職員では14人目の「地域防災マネージャー」に内閣府から認定される。現在は、学校や企業における防災教育、命を守る防災をメインテーマとして講演、研究活動を行う。

防災担当として糸満市役所へ出向中に東日本大震災が発生、被災地へ派遣される。津波災害の悲惨さ、地球エネルギーの圧倒的な破壊力を目の当たりにする。人間は自然災害と対峙してはいけない、逃げることは命を守るための最も大切な行動規範。死者行方不明者84人を出した大川小学校の悲劇は二度と繰り返してはいけないと、使命感を持って子ども達の命を守る防災教育に取り組んでいる。

お知らせです。 /

**年金手帳があればご利用登録はカンタン！**

ぜひ、この機会にご利用登録してみませんか？

■日本年金機構ホームページ画面イメージ

ねんきん太郎  
「ねんきんネット」マスコット

あなたの年金 簡単便利な  
**ねんきんネット**で！

「ねんきんネット」のご利用登録は、  
こちらのボタンから

- その1**  
新規登録画面から**必要事項**を入力してください。  
・アクセスキー ※1  
・基礎年金番号 ※2  
・氏名、生年月日、性別  
・郵便番号、住所 等
- その2**  
日本年金機構においてご本人様確認を行い、**ユーザID**をお届けします。 ※3
- その3**  
ユーザID・パスワードを使用して「ねんきんネット」へ**ログイン**してください。

※1 アクセスキーをお持ちの方は、この番号を使用してお申し込みをいただくことで、即時にユーザIDを取得できます。アクセスキーは「ねんきん定期便」などに記載されている17ケタの番号です。

※2 基礎年金番号は年金手帳に記載されている10ケタの番号です。

※3 アクセスキーをお持ちでない方には、ご利用登録の日から概ね5営業日程度でユーザIDを記載したハガキをお送りします。



基礎年金番号 1234-567890

スマートフォンでの  
ご利用登録はこちら



**詳しくはWEBで！**

ねんきんネット 検索

[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)

お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ

**0570-058-555**  
※050 から始まる番号でおかけになる場合は  
**03-6700-1144**

お問い合わせの際は、照会番号または基礎年金番号をご用意ください。

【受付時間】

月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分(月曜日のみ午後7時まで)

第2土曜日：午前9時30分～午後4時まで

※祝日(第2土曜日は除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

# あなたの年金 簡単便利な **ねんきんネット**で!

24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで、最新の年金加入記録を確認できます!

## ■年金記録照会画面イメージ

**1 年金記録**

**1-1 各月の年金記録の情報**

各月の年金記録を表示しています。各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。(別ウインドウ)

[+]各月の年金記録の見方を表示する

年度	年齢	各月の年金記録													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
平成23年度	28歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成24年度	29歳	国年	国年	国年											
平成25年度	30歳	国年	国年	国年											
平成26年度	31歳	*	*	*											
平成27年度	32歳	共済	共済	共済											
平成28年度	33歳	国年													

各制度の集約情報はこちらをご覧ください。(別ウインドウで開きます)

### 【年金記録照会】で確認できること

- ◆これまでの年金加入履歴
- ◆厚生年金加入記録
  - 資格取得・喪失年月日
  - お勤め先の名称
  - 標準報酬月額・標準賞与額 など
- ◆国民年金加入記録
  - 各月の納付状況 など

### 厚生年金保険加入記録

これまでの厚生年金保険加入記録をご確認いただけます。

資格を取得した年月日 資格を喪失した年月日	お勤め先の名称	標準報酬月額変更・ 標準賞与年月	厚生年金基金	標準報酬月額・ 標準賞与額
自:平成18年4月1日 至:平成21年3月20日	〇〇株式会社	平成19年12月	---	賞300,000円
		平成20年3月	基金未加入	240,000円
		平成21年3月	---	

将来受け取る年金の見込額をさまざまな条件に応じて試算  
できます!

## ■年金見込額試算画面イメージ

(1) 年金見込額試算 額試算メニュー

年金見込額の試算

**かんたん試算**  
初めての方はこちらから>

質問形式で試算

詳細な条件で試算

以下の条件を入力し、試算できます。  
・今後の職業、収入および期間  
・老齢基礎年金、老齢厚生年金を  
・国民年金が未納である月に限り

### 【年金見込額試算】で確認できること

- ◆現在の年金制度で60歳まで年金を納付した場合の試算ができます。
- ◆今後の職業や収入を質問に答えて試算できます。
- ◆詳細な条件をご自身で設定して試算できます。
- ◆年齢ごとの年金の見込額 ◆年金受給開始の年齢 など

年齢	給与の年収 (1)	老齢基礎 年金 (2)	年金見込額		小計 (2)+(3)	合計(年額) (1)+(2) +(3)+(4)
			特別支給の老齢厚生 年金/老齢厚生年金			
			国からの 支給部分 (3)	基金代行 部分 (4)		
62	2,160,000円	444,400円	381,500円	370,000円	825,900円	3,355,900円
63	2,160,000円	507,100円	414,200円	400,000円	921,300円	3,481,300円
64	1,800,000円	507,100円	414,200円	400,000円	921,300円	3,121,300円

column

# 月経は健康のバロメーター

## ストレスに負けないカラダ作り



### はじめに

新型コロナウイルスにより日常が変化し、*stay home*期間は不自由な生活を余儀なくされる中、仕事のあり方やライフスタイル、価値観は確実に変化しています。これにより知らないうちにストレスが蓄積して、心身に不調を感じている方もいることでしょう。そこで助産師の視点から、女性の健康のバロメーターをテーマに、働く世代である青年期・成熟期に起こりやすい身体の不調「月経不順」についてお話ししたいと思います。



### 月経不順とは

月経は通常25〜35日毎に起こる子宮からの出血で、これは卵巣からのホルモンによって調整されます。すなわち卵胞ホルモンが原始卵胞（卵子の基）を育てるのです。周期の中で基礎体温法の低温期に卵子は毎月1つ（稀に複数）20ミリ程度に大きくなると排卵し、低温期の後半から黄体ホルモンが子宮の内膜を厚くし受精卵の着床を待ちます。高温期に着床しないと、子宮の内膜が剥がれ月経が起きます。太古の昔から女性のカラダは毎

月これを繰り返しています。しかも人生の大半およそ35年間も！すごいですよ。

月経異常には、出血量、開始（初経）又は終了（閉経）の年齢の異常等があり、その内周期や持続日数が正常範囲よりも著しく短く又は長くなることを月経不順と言います。主な成因は脳や卵巣から出るホルモンのアンバランスです。

### 青年期・成熟期に起こりやすい月経不順

初経から数年は毎月月経がないこともあります。思春期を経て機能が徐々に成熟する20歳前後には通常月経が毎月起こります。卵胞ホルモンが十分でないときと中途半端な大きさの卵子が多くなる多嚢胞性巣症候群に、排卵する大きさにならず子宮内膜が剥がれてしまう無排卵性月経になります。また35日を超える月経周期の場合に無排卵性の頻度が多く、不妊の原因になります。

月経が1年に10回未満の場合希発月経も月経異常に分類され、精神的ストレスや急激な体重増減、肥満又は拒食症の場合にしばしばみられます。夜勤や夜更かし等により生活が不規則な場合も性機能系は不安定になりやすいとされています。

### 月経周期を健康のバロメーターに

女性のカラダはその時々で体調変化を反映しま

す。心身のアンバランスで月経周期が乱れお肌のトラブルが生じた等の経験があるのでではないでしょうか。女性の肌トラブルも女性ホルモンと大いに関連します。仕事が忙しくなると外食が増える、ストレスが溜まりつい食べ過ぎてしまう等、何が健康に良いか悪いかわかっていても、働く女性、特に主婦やお母さんは忙しく現実的になかなか難しいかと思えます。

そこで、ストレスに負けないカラダ作りとして以下の3つをご提案します。

#### ① 自分のストレス源を知る

私たちの日常はストレスの基となる事柄で溢れています。困難を乗り越える努力や克服した時の達成感は大切ですが、体調を崩しては本末転倒です。ストレスの原因の中で特に心身の安寧を脅かすことが何かを知り、上手に回避又は乗り越える工夫が出来るとうよいです。

#### ② 自分に合ったストレス解消法を見つける

大好きな音楽を聴く、植物や花を愛でる等何でもOK。自然豊かな沖繩は少し車を走らせると絶景ポイントがいっぱいあるので、海を眺めてほっとするのもリフレッシュになりますね。洗

濯がストレス解消という人もいます。モヤモヤやイライラしたらとにかく片っ端から洗濯し、仕上がった洗濯物の匂いに癒されるそうです。『洗う』という行為が気分のリセットにも繋がるのでしようね。

今帰仁は自然の宝庫です。当院のある場所は地元の人でさえ「よくこんな所に」と言われるほどの山の上にあります。助産院のコンセプトは『非日常』。山に囲まれ水平線を眺め、離島に向かって進む船を見ていると、頭と心に滞るたいていのモヤモヤは風と共に去っていきます。

③ 豆・ごま・海藻を意的に摂りましょう

ポリフェノールは植物由来の抗酸化物質、いわゆる酸化（老化）に対抗する物質です。子孫を残すための種子や紫外線による酸化ダメージから守る葉に特に多く含まれています。その中でもインフラボンは、大豆や大豆加工商品（豆腐、納豆等）、葛等に含まれ、卵胞ホルモンと同様の働きをするため、アンチエイジング等の視点から着目されています。豆・ごま・海藻も含まれる『まごはやさしい』の食材を意識して摂ることがオススメです。



図表

ま	ご	わ	やさ	し	い
まめ	ごま	わかめ	野菜	しいたけ	いも
豆製品…大豆・小豆・味噌・豆腐など	ごまなどの種実類…ごま、ナッツなど	海藻類…わかめ、ひじき、海苔など	野菜類…葉野菜、根菜など	きのこ類…しいたけ、えのきたけ、しめじなど	イモ類…ジャガイモ、サトイモ、かぼちゃなど

▼ おわりに

政権が変わり菅首相は不妊治療の保険適応を掲げています。少子化対策として一定の効果が期待でき、不妊症で妊娠するご夫婦には朗報でしょう。しかし根本的なところに注目するならば、妊娠・出産を意識する前の青年期に自身の月経周期が正常なのかを意識し、2か月以上月経が来ない事を放置しないのが大切です。更には思春期の内から自分の月経周期を気に掛けることを伝えていければと思っています。これは専門職だけでなく、人生の先輩であるお母さまやおばあにもご家庭で協力いただけるとうれしいです。

合計特殊出生率は1・86と全国1位である沖縄

県でも少子化は進んでいます。一方で若年妊娠の数は全国平均の数倍と県の重要な課題です。ゆるまるでうちなんちゅ女性のカラダを健康にしましょう。

このコラムが貴女や貴方の周りの女性が正常で快適な妊娠・出産・育児を過ごすために何か一つでも役立つ情報があれば幸いです。

プロフィール

小柳 弘恵氏



東京都出身 助産師・看護師  
 経歴：都内の病院で助産師として勤務。  
 日本赤十字社助産師学校、名桜大学助産専攻科教員。  
 沖縄県助産師会勤務助産師部会委員

沖縄県内にも多くの教え子が活躍しています。  
 助産師が少ない北部でも、もっと身近で、欲しい時に出産前後のケアが受けられるようになることを願って助産院を開設しました。母子を支える様々な職種の方々とやんばるの母子をつなぐ“集いの場”になれば嬉しいです。

やんばる希望ヶ丘助産院 院長

＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。／

事業主・事務担当者のみなさまへ

## 35歳以上の従業員には定期健診(事業者健診)として ぜひ生活習慣病予防健診をご利用ください

協会けんぽでは、加入者の皆様の健康の保持・増進のため、35歳～74歳の被保険者（加入者ご本人様）を対象とした生活習慣病予防健診を実施しています。

生活習慣病予防健診は労働安全衛生法による定期健診（事業者健診）の検査項目をすべてカバーしていますので、生活習慣病予防健診を受診すると、定期健診を受診したのと同じ扱いとして、労働基準監督署への報告や職員の健康管理に活用できます。

※35歳以上の従業員でも、協会けんぽの被保険者でない方は生活習慣病予防健診を受診できませんのでご注意ください。

### 協会けんぽからのお願い

以下の比較表のとおり、協会けんぽの生活習慣病予防健診は定期健診（事業者健診）と比べてより充実した健診となっております。

費用も協会けんぽの補助により、本来は19,000円程度の健診を約7,000円で受診できともお得です。さらに、インセンティブ制度の評価指標にもなっているため、生活習慣病予防健診の受診が健康保険料の低減につながります。

また、新型コロナウイルス感染症については、基礎疾患のある方は重症化するリスクが高いことが報告されています。生活習慣病の発生予防や重症化予防のためにも、毎年健診を受けて健康チェックを行い、ご自身の健康管理に努めることが重要です。

**35歳以上の従業員の健診は定期健診（事業者健診）としてぜひ生活習慣病予防健診をご利用ください。**

まだ利用していない事業所様につきましては、ぜひ生活習慣病予防健診のご利用をご検討ください！



### 定期健康診断と生活習慣病予防健診の比較

	定期健診（事業者健診）	生活習慣病予防健診
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>常時使用する労働者すべて</li> <li>※事業主は年齢に関わらず全員受診させる義務がある（労働安全衛生法）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>35歳～74歳までの被保険者</li> <li>※受診は個人の任意</li> </ul>
検査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>診察、血圧、脂質、肝機能、代謝系、血液一般、尿・腎機能、心電図、胸部レントゲン等の全25項目（医師が必要と認める検査含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期健診より各検査項目が詳細なうえ、<b>5大がん（肺・胃・大腸・乳・子宮）にも対応</b></li> </ul>
費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業主が全額負担6,000円～9,000円程度（※健診機関により費用は異なります）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人負担 約7,000円</li> <li>※協会けんぽがおよそ6割（約12,000円）補助しているため安くなっている</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会けんぽの特定保健指導を受けるためには協会けんぽへ健診結果データの提供が必要</li> <li>インセンティブ制度の評価指標に算入するには協会けんぽへ健診結果データの提供が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健診結果をもとに協会けんぽの特定保健指導が無料で受けられる</li> <li>受診することでインセンティブ制度の評価指標に算入され、健康保険料の低減につながる</li> </ul>

### 「インセンティブ制度」とは…

協会けんぽの支部（都道府県）ごとの加入者及び事業主の皆さまの健康づくりに関する取り組みを評価し、その結果で順位づけされた上位23支部に対し、得点数に応じたインセンティブ（報奨金）を2年後の健康保険料率に反映させるものです。

※生活習慣病予防健診の申し込みから受診までの流れについての詳細は、ホームページまたは協会けんぽまでお問合せください。

＜「生活習慣病予防健診」についてのお問い合わせ先＞ 保健グループ ☎098-951-2211 音声ガイダンス2番



＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。／

従業員の健康保険関係事務担当者にオススメ♪

# メルマガ会員登録集中！

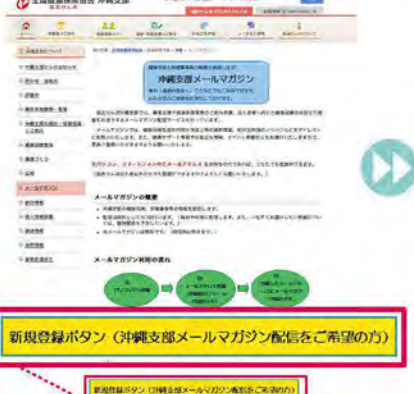
協会けんぽ沖縄支部メールマガジンは健康保険制度改正などの最新情報や各種手続き、健康づくりに役立つ情報などのお役立ち情報をいち早くお届けしています。この機会にぜひご登録ください。



- ◆ **ご登録できる方**  
どなたでもご利用できます。
- ◆ **配信スケジュール**  
毎月10日頃
- ◆ **利用料**  
無料（通信料金は除きます）
- ◆ **登録方法**  
協会けんぽ沖縄支部ホームページのメールマガジン登録フォームから  
※詳しくは以下の「登録手順」参照

## 登録手続きはとっても簡単♪

- ①協会けんぽ沖縄支部ホームページ左下にある「メールマガジン」をクリック
- ②メールマガジンのページ下部にある「新規登録ボタン」をクリック
- ③メルマガ登録フォームに必要事項を入力して確認ボタンをクリックで登録完了♪



※スマホの方はこちらからも登録できます  
このQRコードから「登録手順」③のメルマガ登録フォームに飛びます。



すでに登録された方で、メールアドレスを変更した場合は再度登録をお願いします。

◀ 「メールマガジン」についてのお問い合わせ先 ▶ 企画総務グループ ☎098-951-2211 音声ガイダンス4番

**全国健康保険協会 沖縄支部** 代表：098-951-2211 申請書はこちら

協会けんぽ 検索 〒900-8512 ※この郵便番号は個別番号であるため宛先住所の記入が省略できます。



＼年金事務所からのお知らせです。／

## 令和2年度 年金委員表彰

社会保険事業の推進・発展のために尽力され、年金委員としての功績が特に顕著と認められた方に対して、厚生労働省及び日本年金機構から令和2年度の表彰を行いました。沖縄県内からの受賞者の皆様をご紹介します。

### 厚生労働大臣表彰

大浜 敏江様

株式会社 あざみ屋

石垣地区年金委員

### 日本年金機構 理事長表彰

岡田 邦宏様  
請盛 真実様

沖縄ガス 株式会社  
東海交通 合資会社

那覇地区年金委員  
石垣地区年金委員

### 日本年金機構 理事表彰

前原 愛奈様  
砂川 政範様

沖縄ガスリビング 株式会社  
宮古港運 株式会社

那覇地区年金委員  
平良地区年金委員

受賞者の皆様おめでとうございます。

## 社会保険関係事務の調査結果について (中間報告その1)

社会保険の加入事業所に対して、届出が適正であるかどうかを賃金台帳、労働条件通知書、タイムカード等と照合する調査を実施していますが、平成31年4月から令和2年3月までに実施した中で、次のとおり適正ではなかったと指摘された事項がありましたので参考までに報告します。

(紙面の都合上、資格取得関係以外は次回の掲載とします)

### 1 資格取得関係

- ①試用期間経過後に加入していた。  
試用期間後に加入していたが、加入要件を満たしていれば試用期間であっても加入しなければならないことから、入社日に遡及して資格取得の届出が必要です。
- ②正社員だが本人が加入したくないという理由で加入していなかった。(最大2年遡及して資格取得の届出が必要です。)
- ③一般社員の4分の3以上の勤務日数及び、勤務時間があるにもかかわらず加入していなかった。  
(最大2年遡及して資格取得の届出が必要です。)
- ④加入要件に該当しているパートの人が、主人の扶養になっているという理由で加入していなかった。  
(最大2年遡及して資格取得の届出が必要です。)
- ⑤二ヶ所以上の事業所で勤務している事業所代表者等が、すでに別の事業所で、社会保険に加入しているため、他の事業所で加入する必要がないと思い、加入していなかった。(最大2年遡及して、資格取得の届出が必要となり、また二以上事業所勤務届の提出が必要となった。)
- ⑥入社から2ヶ月間の労働条件通知書を作成し、3ヶ月後に改めて労働条件通知書を作成して、入社後3ヶ月目に加入していたが、入社当初より、勤務内容が2ヶ月間に限ったものでなく、3ヶ月後も継続性がある勤務内容だったので、2ヶ月遡及して資格取得年月日の訂正の届出が必要となった。(更新の予定のない2ヶ月の契約であれば加入対象外です。)

お問い合わせ先は、各年金事務所の

那覇 098-855-1111

浦添 098-877-0343

コザ 098-933-2267

適用調査(徴収)課です。自動音声案内「3→2」

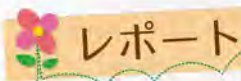
名護 0980-52-2522

平良 0980-72-3650

石垣 0980-82-9211

★届出書類の郵送での提出先 〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル 日本年金機構 福岡広域事務センター宛

## 職場におけるパワーハラスメント防止対策



### ～よりよい職場環境のために～

労働施策総合推進法が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主の義務になりました。改正法の施行は**令和2年6月1日**です。パワーハラスメントの雇用管理上の措置義務については、中小事業主は、令和4年3月31日までの間は努力義務となります。

#### 1. 職場におけるパワーハラスメントとは

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

であり、①～③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

※労働者とは・・・正規雇用労働者のみならず、パートタイム労働者、契約社員など非正規雇用労働者を含む、事業主が雇用するすべての労働者



#### 2. 事業主が雇用管理上講ずべき措置とは

##### ①事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

パワハラの内容・方針を明確化、就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること。

##### ②相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談窓口を定め労働者に周知し、相談窓口担当者が適切に対応できるようにすること。

##### ③職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実関係が確認できた場合には被害者に対する配慮のための措置および行為者に対する措置を適正に行い、再発防止に向けた措置を講ずること。

##### ④併せて講ずべき措置（プライバシーの保護、不利益取扱いの禁止等）

相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること。事業主に相談したことなどを理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

#### 3. 事業主が自ら雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組の内容

①労働者以外の者に対する言動についても、その雇用する労働者が注意を払うよう配慮するとともに、事業主自身や労働者もその言動に注意を払うよう努めることが望ましいものです。

②事業主はその雇用する労働者以外の者(\*)に対する言動についても、同様の方針を示し、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましいため、積極的に対応を進めましょう。

※取引先等の他の事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者、業務委託関係にあるフリーランス、インターンシップを行っている者等

#### 4. まとめ

厚生労働省の資料より抜粋してお伝えしましたが、パワハラ防止対策は、パワハラのないよりよい職場環境をつくるための対策です。事業主は、日頃から労働者の意識啓発など、ハラスメント防止対策の周知徹底を図るとともに、相談しやすい相談窓口となっているかを点検するなど職場環境に対するチェックを行い、未然の防止対策を十分に講じるようにしましょう。また、働く人自身も、上司・同僚・部下をはじめ取引先等仕事をしていく中で関わる人たちをお互いに尊重することで、ハラスメントのない職場にしていくことを心がけましょう。

出典：厚生労働省HP 職場におけるハラスメント防止のために

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)

社会保険 Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol. 1

社会保険にまつわる相談をQ & A形式でお伝えします。  
今回は勤務形態の変更と最低賃金についてです。

**Q** 9月より正社員（月給制）からパート（時給制）になりました。勤務は1日6時間、週5日の勤務で時給は800円です。最低賃金は私にも適用されるのでしょうか？



相談者Aさん

**A** 沖縄県内の事業場で働くすべての労働者に適用されるものなので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性などは区別なく適用されますよ。



城間先生

**Q** そうなんです。ちなみに、沖縄県の最低賃金はいくらなんでしょうか？もし、最低賃金額より低い賃金で契約した場合はどうなるのでしょうか？参考までに教えてください！

**A** 沖縄県の最低賃金は令和2年10月3日から792円となりました。

仮に最低賃金額より低い賃金で双方合意のもと契約した場合でも、法律では無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたとみなされます。もし、使用者が労働者に最低賃金未滿の賃金しか支払っていない場合には、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。

**Q** なるほど。私は時給800円なので10月から適用される最低賃金を上回っているので問題ないですね。

あともう一つ気になる点が・・・時給制になったので社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料）がいつから変更になるのか気になります。私の給料の支払い方法は末締め翌月10日払いです。



**A** 標準報酬の変更は月給から時給になった時点の9月となります。その際注意するのは随時の月額変更は従前の標準報酬に比べて3か月の平均賃金が2等級の差があることを要件としています。その要件に該当すれば、その支払月から3か月経過後の4か月目から標準報酬の改定が行われ、改定後の保険料徴収が行われます。照会の事例ですと、保険料の変更は来年1月からの変更となります。  
(※変更手続きに関しては日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp> (随時改定) をご確認ください)。

わかりました。早速事務担当者に連絡します！



その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険労務士が、社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

11月6日(金)、13日(金)、20日(金)、27日(金)

12月4日(金)、11日(金)、18日(金)、25日(金) 各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

